平成２２年（フ）第１０３４５号
東京都足立区柳原２丁目19―４
債務者　渡邉　　有
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３４７号
東京都北区西ケ原３丁目33―17　ザ・ハウスＮ３―110号
債務者　林　　秀徳
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３４８号
千葉県市川市湊10―９　コットンハウスＹ101
債務者　醍醐由加里こと　浅野美津江
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３５１号
千葉県千葉市緑区誉田町１丁目847―11
債務者　関口　俊哉
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３５３号
東京都東久留米市東本町12―８
債務者　田村　正明
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３５４号
東京都練馬区光が丘２丁目４―８―1301
債務者　高野　葉子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３５５号
東京都板橋区南町12―７―601
債務者　石井麻亜沙
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３５６号
東京都江戸川区江戸川１丁目40―15
債務者　橋本俊一郎
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３５８号
東京都目黒区上目黒３丁目39―19―302
債務者　石橋　　実
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３５９号
東京都板橋区小茂根１丁目28―14―311
債務者　福永　敬三
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３６２号
東京都練馬区中村３丁目13―３―102
債務者　藤枝　雅美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３６６号
埼玉県上尾市柏座２丁目８―２―202
債務者　川島　由美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３６９号
東京都足立区六月２丁目27―４―103
債務者　齋藤木綿子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３８５号
東京都清瀬市上清戸２丁目６―３―201
債務者　清宮　秀治
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３８７号
東京都調布市深大寺東町８丁目24―１　調布深大寺町アパート１―201
債務者　大野　真弓
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３８８号
埼玉県さいたま市岩槻区大字本宿220―１―202
債務者　佐藤　亮一
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部